

「県税賦課徴収事務に係る全項目評価書」（案）の概要

＜個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言＞

徳島県は、県税賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

I 基本情報

1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

県税の賦課徴収に関する事務

2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

- ① 県税クラウドサービス（共通、収納、課税、滞納の各情報を管理）
- ② 団体内統合宛名システム（団体内統合宛名番号と業務利用番号との関連付けを管理）
- ③ 中間サーバー（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、情報提供ネットワークを通じてやりとりする特定個人情報の授受）
- ④ 国税連携システム（所得税の確定申告書情報の授受）
- ⑤ 住民基本台帳ネットワーク（個人の氏名・住所の照会）

3 特定個人情報ファイル名

県税クラウドサービスデータベースファイル

4 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

県税の公平・公正な賦課徴収事務を行う上で、個人の特定や名寄せの正確性の向上、効率化する必要がある。

5及び6 個人番号の利用、情報提供ネットワークシステムによる情報連携

法令上の根拠

- ・ 番号利用法第9条第1項 別表の24及び133の項
- ・ 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表49の項

II 特定個人情報ファイルの概要

1 特定個人情報ファイル名

県税クラウドサービスデータベースファイル

2 基本情報

県税の公平・公正な賦課徴収事務を行うため、個人の特定を正確かつ効率化するのに必要な範囲の特定個人情報を保有する。

3 特定個人情報の入手・使用

県税クラウドサービスは申告書等のほか、上記Iの2の各システムから特定個人情報を入手している。情報の取得は、番号利用法、地方税法等、法令の定めに従って行われるもののみである。（目的外取得はない）

4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

① 県税クラウドサービス、② 国税連携システム

5 特定個人情報の提供・移転（上記4以外）

本県で賦課しない（転居により本県に住所を有しなくなった等）者の所得税の申告書データを他都道府県に提供（回送）している。

6 特定個人情報の保管・消去

① 県税クラウドサービス、② 国税連携システム、③ 団体内統合宛名システム、④ 中間サーバーともデータセンターで厳重に管理されている。
使用しなくなったデータは随時適正に処理される。

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

1 個人番号管理データベース

県税クラウドサービスデータベースファイル

2 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステム以外）

①本人または代理人からの申告・届出

②他機関（国、都道府県、市町村等）

③システム（国税連携システム、住民基本台帳ネットワークシステム）からの情報取得が想定されるが、いずれも法令等の規定に基づく情報の入手であり、法令に基づかない、不適切な方法による情報の取得はない。特定個人情報の取得にあたっては、本人確認及び真正性の確認を行う措置を施している。

3 特定個人情報の使用

- ・県税クラウドサービスについては、税務に関係のない情報を保有しない。
- ・特定個人情報を取扱うにあたっては、職員・委託先ともID、パスワードで管理しアクセス制限を実施する。
- ・業務外利用の禁止や情報の漏えい等について、文書で周知するとともに、職員研修を実施する。
- ・許可した職員や委託先社員だけが、システムDBへアクセス可能である。

4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託契約書で「個人情報の保護」に関する条項、「個人情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティに関する特記事項」を定めている。

5 特定個人情報の提供・移転（情報提供ネットワーク以外）

国税連携システムによる情報提供は、L G W A N及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している（法令に基づく情報の提供のみ。）

6 情報提供ネットワークシステムとの接続

中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。

7 特定個人情報の保管・消去

- ・県税クラウドサービスのサーバは、入退出管理された場所に機器を設置し、物理的、技術的な部分も含め、安全管理が施されている。
- ・中間サーバーは、先述のとおり国（総務省）が安全管理を徹底している。
- ・地方税に関する特定個人情報については、随時データの更新・消去が行われ、古い情報がそのまま保管されることはない。

Ⅳ その他のリスク対策

1 監査

①徳島県、②国税連携システム、③中間サーバー

それぞれ運用規則等の規定に基づき、定期的な監査を受けている。

2 従業員に対する教育・啓発

職員については、研修会・会議等を通じて、個人情報保護に関する教育を行うこととしている。国、地方税共同機構が主催する各種研修会等にも参加する。

3 その他

特定個人情報の漏えい事案が発生した場合は速やかに報告、応急措置及び事実関係の調査等を行う。また、再発防止策及び事案関係を速やかに公表する。